

令和8年度 長沼町未来をひらく人づくり研修事業
国内外派遣研修実施要項

- 1 趣 旨 長沼町未来をひらく人づくり基金条例に基づき、町づくりに寄与する人材を育成するため、国内外の研修事業に対し、補助金を交付します。
- 2 主 催 長沼町
- 3 事業期間 令和8年5月から令和9年2月までに行う研修
- 4 対 象 者 令和8年4月1日現在、町内に1年以上在住する成人者であって、健康でかつ当該事業の自己負担のできる者としてします。
- 5 対象となる研修事業
未来をひらく、豊かな自己形成を図るための研修で、個人の自主的なプログラムや、関係機関団体等で行われる事業で、教育・芸術・文化・スポーツの振興を図るための国内外研修事業を対象とします。
- 6 募集人数 若干名
- 7 補助対象経費
(1) 交通費 (航空賃、船賃、鉄道賃、車賃)
(2) 滞在費 (宿泊料、食費)
(3) 研修費 (入場料、資料代、受講料など)
- 8 補助の割合
上記7の補助対象経費に対して2分の1以内とし、予算の範囲内を限度額として補助金を交付します。
※国内～50,000円×1名、国外～200,000円×1名、ホストキッズ[®]～30,000円×3名
- 9 研修者の義務
研修事業に参加した者は、次の事項を遵守願います。
(1) 帰町後、2週間以内に報告書を提出すること。
(2) 研修後、地域や団体等で積極的な実践活動を行うこと。
(3) 報告会において報告すること。
- 10 申請書類
研修事業の補助申請をしようとする者は、次の書類を提出願います。
(1) 研修事業補助申請書 1部
(2) 研修事業計画書 1部
(3) 研修経費内訳書 1部
- 11 決定通知
長沼町未来をひらく人づくり委員会で「書類」または「面接」審査を実施し、決定のうえ通知をします。
- 12 問い合わせ先
長沼町教育委員会 社会教育課社会教育係

令和8年度 長沼町未来をひらく人づくり研修事業
生涯学習インストラクター養成派遣研修実施要項

- 1 趣 旨 長沼町未来をひらく人づくり基金条例に基づき、町づくりに寄与する人材を育成するため、生涯学習インストラクター養成派遣研修事業に対し、補助金を交付します。
- 2 主 催 長沼町
- 3 事業期間 令和8年5月から令和9年2月までに行う研修
- 4 対 象 者 令和8年4月1日現在、町内に在住する成人者であって、健康でかつ当該事業の自己負担のできる者としてします。
- 5 対象となる研修事業
未来をひらく、豊かな自己形成を図るための研修で、未来の地域づくりにいかすことのできる資格取得研修事業を対象とします。
- 6 募集人数 3名
- 7 補助対象経費
(1) 交通費 (航空賃、船賃、鉄道賃、車賃)
(2) 滞在費 (宿泊料、食費)
(3) 研修費 (入場料、資料代、受講料など)
- 8 補助の割合
上記7の補助対象経費に対して2分の1以内とし、予算の範囲内を限度額として補助金を交付します。
※20,000円×3名
- 9 研修者の義務
研修事業に参加した者は、次の事項を遵守願います。
(1) 帰町後、2週間以内に報告書を提出すること。
(2) 研修後、地域や団体等で積極的な実践活動を行うこと。
(3) 報告会において報告すること。
- 10 申請書類
研修事業の補助申請をしようとする者は、次の書類を提出願います。
(1) 研修事業補助申請書 1部
(2) 研修事業計画書 1部
(3) 研修経費内訳書 1部
- 11 決定通知
長沼町未来をひらく人づくり委員会で「書類」または「面接」審査を実施し、決定のうえ通知をします。
- 12 問い合わせ先
長沼町教育委員会 社会教育課社会教育係